

令和7年度

国の施策並びに予算に関する提案・要望

(スマートシティ関連)

令和6年7月

大 阪 府

令和7年度国の施策並びに予算に関する提案・要望 (スマートシティ関連)

日頃から、大阪府のスマートシティ関連施策の推進につきまして、格別の御高配と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

国においては、少子高齢化への対応や国民の QOL の向上といった課題の解決を図るため、「デジタル田園都市国家構想」の実現に向けて強力にデジタル化施策を推進されています。

大阪府においても、国の動きに呼応した府域全体のデジタル化に関する施策を迅速かつ強力に実行することは勿論のこと、2025年大阪・関西万博をインパクトとし、その後の成長への道筋を確かなものとするための取組についても着実に推進していかなければなりません。

そのために、広域データ連携基盤によるデータ利活用の促進やヘルス分野のスタートアップ支援等によるスマートヘルスシティの推進等、スマートシティ化への取組を強力に推進していくこととしています。

我が国の将来を見据え、本府がなすべき事業を適切かつ効果的に展開していくためには、旧来の規制の改革や新たな法制度の整備、所要の財源の確保が重要となります。

令和7年度の国家予算編成に当たりましては、本府のスマートシティ関連の取組について十分御理解いただき、要望事項の具体化、実現のため、格別の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年7月

大阪府知事 吉村 洋文

I. 国家戦略特区を活用した取組

1. スーパーシティ構想の推進…………… 1
2. 国家戦略特区等の推進…………… 1

II. 住民向けデジタルサービスの推進

1. デジタル田園都市国家構想交付金の充実…………… 1
2. スマートヘルスシティの推進…………… 1
3. デジタルを活用した高齢者支援の推進…………… 2
4. スマートモビリティの推進…………… 2

III. 市町村 DX の推進

1. 自治体システム標準化の推進…………… 2

I. 国家戦略特区を活用した取組

1. スーパーシティ構想の推進

- 大阪のスーパーシティ構想を推進するため、2つのグリーンフィールド（夢洲・うめきた2期）を中心に、万博後の未来社会に向けた先端的サービスの実証・実装に必要な大胆な規制改革や支援を行うこと。
- また、国において、データ連携基盤の共同利用の方針を示されたところであり、大阪府では、スーパーシティの成果を全国に横展開させていくという制度の趣旨を踏まえ、大阪広域データ連携基盤（ORDEN）の広域自治体間での共同利用をめざしている。その取組について、今後、共同利用に係る技術的な助言を与えるとともに、継続的かつ必要な財政措置を講じること。

2. 国家戦略特区等の推進

- 国家戦略特区について、国において企業のビジネス展開の意欲を後退させることのないよう、岩盤規制に対する改革姿勢やスピード感をもって、一層強力に推進すること。
- また、特区を核としたさらなる競争力強化のため、国家戦略特区及び国際戦略総合特区における租税特例措置の現状の要件等を維持するとともに、今後とも継続的に実施すること。

II. 住民向けデジタルサービスの推進

1. デジタル田園都市国家構想交付金の充実

- デジタル技術を活用し、地域の課題解決を強力に推進するためには、国において地方自治体の多様な試みに対し積極的な支援をすることが重要である。このため、デジタル田園都市国家構想交付金について、実証事業の段階も対象にする等の要件緩和や継続した予算の確保、申請手続きの効率化を図るなど、新たな住民向けデジタルサービスの導入をめざす自治体を引き続き支援すること。

2. スマートヘルスシティの推進

- 治療・予防アプリ等の次世代スマートヘルス分野のスタートアップを日本の成長エンジンとし、国民 QOL 向上の鍵としていくためには、国内の支援拠点を定め、これを中心としたエコシステムを確立させることが重要である。大阪には、デジタルヘルスファンド大阪、当該分野のスタートアップ支援策、スーパーシティ、という3つの条件が揃っており、大阪において拠点にふさわしい都市はない。次世代スマートヘルス分野のスタートアップへの伴走支援や社会実装支援に積極的な大阪を支援拠点とし、大阪を中心としたエコシステム形成に国として取組むこと。

- 併せて、次世代スマートヘルス分野のスタートアップ支援に必要な財政措置を行うこと。

3. デジタルを活用した高齢者支援の推進

- 高齢者が健康で便利な生活を送るためには、高齢者が手軽に安心してデジタルサービスにアクセスできる環境が必要である。しかし、高齢者福祉の向上につながるデジタルサービスの開発には、長期間かつ多額の初期投資を要するものがあることから、社会課題解決に資する開発等を担う民間企業に対して、財政措置等の必要な支援を講じること。
- 「デジタル活用支援推進事業（地域連携型）」については、高齢者等がデジタル技術の利活用に関する相談や学習を身近な場所でより多く行うことができるよう、携帯ショップのある市町も講習会の対象地域に加える等、デジタルデバインド対策の充実強化を図ること。また、同事業の全類型について、府内で障がい者向けの講習会が積極的に実施されるよう、特に視覚障がい者が受講する際には困難な場合もある「応用講座」を必須とする要件を緩和すること。

4. スマートモビリティの推進

- 地域における移動課題の解消や利便性の向上のため、新モビリティサービスの実現に向けた地方自治体の取組に対し、財政支援を拡充すること。
- 万博等を契機に、大幅な増加が見込まれる関西への来訪者の周遊促進に資する MaaS のさらなる充実に向け、自治体や事業者によるデータ連携やシステム整備に係る財政支援を行うとともに、事業者間の連携が進むよう積極的な働きかけを行うこと。

III. 市町村 DX の推進

1. 自治体システム標準化の推進

- 市町村は、令和7年度末までに「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、ガバメントクラウドを利用した標準準拠システムへの移行を求められているが、市町村の取組に混乱を生じさせないよう十分に地方等の意見を聞くとともに、市町村のデジタル人材不足、高騰する移行費用及び移行後の費用等について、人材面や財政面等の負担軽減が図られるよう継続して必要な措置を講じること。
特に、移行困難システムの対象となる基準の拡充や移行期限の延長について、地方等の実情に応じた柔軟な設定を行うとともに、必要な支援を行うこと。